

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

四国中央市長

## 公表日

令和4年6月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく以下の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>感染の恐れのある疾病的発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種の実施</li> <li>予防接種券の発行、実費の徴収、予防接種の記録、予防接種済証の交付 健康被害救済措置に使用</li> </ol> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ol>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項(別表第1項番10及び別表第1項番93の2)</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2</li> <li>番号法19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれるもの(16の2の項及び16の3の項) 第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれるもの(115の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) 第12条の2、第59条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(19の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(115の2項)別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 医療対策課
②所属長の役職名	課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 四国中央市市民部医療対策課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6209

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I－5－②所属	保健推進課長 藤田 真美	課長	事後	
令和1年6月14日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	II－1いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	II－2いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	IV－2特定個人情報の入手	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－3特定個人情報の使用	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－5特定個人情報の提供・移転	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－7特定個人情報の保管・消去	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－9従業者に対する教育・啓発	－	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	II－1いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II－2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	I－1－②事務の概要	予防接種法に基づく以下の事務 1. 感染の恐れのある疾病的発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与とともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種の実施 2. 予防接種券の発行、実費の徴収、予防接種の記録、予防接種済証の交付 健康被害救済措置に使用	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく以下の事務 1. 感染の恐れのある疾病的発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与とともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種の実施 2. 予防接種券の発行、実費の徴収、予防接種の記録、予防接種済証の交付 健康被害救済措置に使用	事後	
令和3年3月1日	I－3個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条	1. 番号法第9条第1項(別表第1項番10及び別表第1項番93の2) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2	事後	
令和3年3月1日	I－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれるもの(16の2の項及び16の3の項) 第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」であって主務省令で定めるもの(15の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) 第12条の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2項) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17の項) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(19の項) 別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和3年3月1日	I－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(19の項) 別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(15の2の項)別表第二省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和3年3月1日	II－1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II－2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	I-1-②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく以下の事務 1. 感染の恐れのある疾病的発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種の実施 2. 予防接種券の発行、実費の徴収、予防接種の記録、予防接種済証の交付 健康被害救済措置に使用	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく以下の事務 1. 感染の恐れのある疾病的発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種の実施 2. 予防接種券の発行、実費の徴収、予防接種の記録、予防接種済証の交付 健康被害救済措置に使用  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1. ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行ふ。	事後	
令和3年5月10日	I-1-③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月10日	I-3法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項(別表第1項番10及び別表第1項番93の2) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2	1. 番号法第9条第1項(別表第1項番10及び別表第1項番93の2) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2 3. 番号法19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I-3-②法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項(別表第1項番10及び別表第1項番93の2) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2 3. 番号法19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	1. 番号法第9条第1項(別表第1項番10及び別表第1項番93の2) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2 3. 番号法19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	IV-8監査	-	内部監査	事後	
令和4年3月1日	I-1-②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく以下の事務 1. 感染の恐れのある疾病的発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種の実施 2. 予防接種券の発行、実費の徴収、予防接種の記録、予防接種済証の交付 健康被害救済措置に使用  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1. ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行ふ。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく以下の事務 1. 感染の恐れのある疾病的発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種の実施 2. 予防接種券の発行、実費の徴収、予防接種の記録、予防接種済証の交付 健康被害救済措置に使用  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1. ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行ふ。 3. 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年6月1日	I-5-①部署	市民部 保健推進課	市民部 医療対策課	事後	
令和4年6月1日	I-8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	四国中央市市民部保健推進課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6054	四国中央市市民部医療対策課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6209	事後	
令和4年6月1日	II-1いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	II-2いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	